

主要施策に係る資料集

社会教育行政の課題

島根県教育庁生涯学習課

1. 社会教育法改正で明確になった「社会教育行政の任務」の遂行

【従来の任務】

- 「個人の要望」に応じた学習への支援
- 「社会の要請」に基づく学習への支援

【新たな任務】

- 学習成果の活用による社会全体の教育力の向上
- 学校・家庭・地域の連携協力関係の構築
- 学校への支援（「学社連携・融合」を含む）
- 家庭教育への支援

2. 身近な地域（概ね小学校区程度のエリア）における住民自治活動（協働）を促進する取り組み

- 住民自治活動（協働）を促進する具体的な取り組み
 - ・ふるさと教育推進事業 ・学校支援地域本部事業 ・放課後子どもプラン
 - ・家庭教育支援基盤形成事業 ・子ども読書応援プロジェクト
 - ・実証！「地域力」醸成プログラム など
- 住民自治活動（協働）をコーディネートする人材の発掘・養成
 - ・公民館職員
 - ・学校支援地域本部の地域コーディネーター
 - ・放課後子どもプランのコーディネーター、指導員等
 - ・子育てサポーターリーダー など

3. 社会教育法の制度設計（公民館、社会教育主事、社会教育委員）を生かす取り組み

- ①公民館……………予算・人員の確保、公民館の存在意義の明確化
公民館職員の力量や志気の向上に向けた研修の充実 など
- ②社会教育主事……市町村教育委員会が自ら任用する社会教育主事の充実
派遣社会教育主事の一層の活用
社会教育主事の研修機会の充実 など
- ③社会教育委員……社会教育委員の役割の明確化、研修の充実
社会教育委員連絡協議会の活動の活性化 など

中央教育審議会答申（H20.2.19）・島根県が目指した論点

島根県教育庁生涯学習課

■ 「生涯学習社会」「生涯学習振興行政」「社会教育行政」の概念の整理

◇ **生涯学習社会**：学歴社会の弊害を是正→「生涯学習の理念」が実現される社会へ

- ①国民一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる社会
- ②学習成果の社会還元によって、地域社会の基盤強化につながる社会全体の教育力の向上に貢献する社会 = 「**知の循環型社会**」
- ③「**個人の要望**」（＝個人の興味・関心に基づく学習）と「**社会の要請**」（＝自立した個人の育成、自立した地域社会の形成に資する学習）のバランスのとれた社会

◇ **生涯学習振興行政**：教育行政だけでなく首長部局の施策も含めた総合調整機能

- ①個人の自発的学習のみならず、社会教育・学校教育で行われる多様な学習活動や、首長部局において実施される学習活動をも包含し、「生涯学習の理念」を実現するための施策の全体を総合的に調和・統合させるための行政

◇ **社会教育行政**：生涯学習振興行政の中核を担うべき役割

■ 社会教育行政の本来的な任務

- ①国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援※
※「個人の要望」と「社会の要請」との調和に留意した学習支援

■ 社会教育行政の新たな任務

- ①**学習成果の活用**について社会教育行政の任務として明確に位置づけるべき。
- ②**学校・家庭・地域の連携**について社会教育行政の任務として明確に位置づけるべき。
- ③**学校への支援**（学社連携・融合を含む）について社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすべき。
- ④**家庭教育への支援**について社会教育行政の重要な任務としてより明確にすべき。

■ 社会教育施設の在り方

住民の地域社会への貢献や自立した地域づくりへの意識を高め、地域社会における課題解決の機能を総合的に確保することが重要

- ①**公民館**……「**地域における公共を形成するための拠点**」となることが求められる。
- ②**図書館**……「**地域の知の拠点**」として質量両面の充実が図られるべき。
- ③**博物館、青少年教育施設等**の役割についても重要性が高まっている。

■ その他の論点

- ①社会教育行政を支える専門的職員（社会教育主事、司書、学芸員等）の在り方
- ②地域人材、NPO 等との連携の在り方
- ③**教育委員会と首長との関係**……社会教育行政の**新たな任務②③**に鑑み、教育委員会が所管することが適當。 など

島根県の社会教育行政の特徴

島根県教育庁生涯学習課

■ 島根県の財政事情

(1) 脆弱な財政基盤

- ◇ 財政力指数……………ワースト1
- ◇ 起債制限比率……………ワースト3
- ◇ 実質公債費比率……………ワースト5
- ◇ ラスパイレス指数……………全国最下位 92.6 (都道府県平均99.6)
- ・ 給与カット…給料・手当 (一般職▲6~▲10%)

(単位：億円)

(2) 縮小する財政規模

- ◇ H21 予算額 5,270億円 (一般会計当初予算額)
- ・ H4 補正後 (5,435億円) を下回る規模
- ・ ピーク時 H10 補正後 (7,302億円) の72%に縮減

区 分	H4	H10	H21
義務的経費	2046	2393	2460
その他経費	3389	4909	2810
予算額 計	5435	7302	5270

(3) 財政健全化に向けた集中改革期間 (H20~H23)

- ・ マイナスシーリング ▲50% (裁量の余地のある経費は、結果的にピーク時の1/4に縮減)

「分岐点」 [◇ 財源があれば、行うことが「望ましい」施策
 ◇ 財源がなくとも、守り抜かなければならない「不可欠な」施策

■ 生涯学習課の概況

(1) H21 予算額

- ・ 事業費予算 (職員給与費を除く) 641百万円 ……前年度対比 16%増加
 - ・ 職員給与費 (77名) 600百万円 ……平均給与費を用いた概算
- 【77名の内訳】 ……事務16名、社会教育主事 (教員) 48名、司書13名

(2) 生涯学習課所管の県立社会教育施設 5施設 ……直営4、一部指定管理1

- ・ 生涯学習推進センター2、図書館1、青少年教育施設2

※他課所管の県立社会教育施設 7施設 ……いずれも指定管理

- ・ 教育委員会 ……歴史博物館1
- ・ 知事部局 ……美術館2、自然博物館1、水族館2、女性教育施設1

(3) 県の機関における社会教育主事 (教員) 配置 ……48名

- ・ 生涯学習課7名、生涯学習推進センター (東・西) 7名、青少年教育施設10名
- ・ 教育事務所5名、派遣社会教育主事 (併任による市町村派遣) 19名

※国の関連機関への派遣 ……6名

- ・ 国立青少年交流の家3名、国立大学2名、国社研1名

■ 社会教育行政に求められる専門性についての考え方

「個人の要望」に応じた学習支援と「社会教育」とは異なる、という前提に立って

- ① 教育的価値 (教育目標) を自覚 = 社会教育行政の存在意義を理解していること
- ② 学習ニーズが顕在化していない人にも、学び・気づきを促すことができる「スキル・ノウハウ・マインド」を提供できること

社会教育主事派遣要綱の制定

島根県教育庁生涯学習課

従来の「地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱」に替えて「社会教育主事派遣要綱」を制定し、平成21年度派遣から適用します。（改正点は下記のとおり）

記

1. 県教育委員会から市町村教育委員会へ派遣する社会教育主事の職名を、「地域教育コーディネーター」から「社会教育主事」に変更する。

【改正理由】

- ・昨今、放課後子どもプランのコーディネーター、学校支援地域本部の地域コーディネーターなど〇〇コーディネーターという名称が多数用いられるようになっており、「地域教育コーディネーター」という名称のままでは、それらと混同されるおそれもあり、住民や行政関係者に本来の役割が理解されにくくなっている。
- ・社会教育法の一部改正によって拡充された社会教育主事の職務権限を含め、専門性に立脚した職務を円滑に遂行していくため、法律に根拠のある「社会教育主事」という職名を用いることとする。

2. 県教育委員会だけでなく市町村教育委員会においても社会教育主事の発令を行うべきことを明確にする。

【改正理由】

- ・県から派遣する社会教育主事の任用について、従来、市町村教育委員会における社会教育主事発令についてバラつきが見られたが、社会教育主事の職務権限との関係から、市町村教育委員会における発令を必須とする。

3. 給与等の負担率を、市は2分の1、町村は4分の1とする。

【改正理由】

- ・昨年度、町村派遣が途絶えかねない状況を踏まえた緊急避難措置として負担率の読み替えに関する附則を定めたが、県の財政健全化と市町村の負担軽減という二律背反の要請のもとで、将来にわたって派遣制度を安定的に運用していくため、本則において市の負担率2分の1、町村の負担率4分の1を規定する。

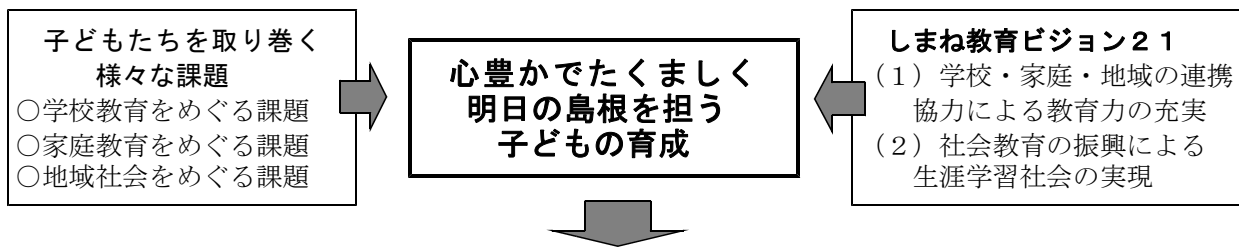
4. 社会教育主事が従事する職務の表記を、「生涯学習・社会教育の推進に関する事務」から「社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務」に変更する。

【改正理由】

- ・これまで「生涯学習」「社会教育」という用語について、国民だけでなく行政関係者にも概念の混乱・混同が見られたが、中央教育審議会答申（H20.2.19）において整理がなされ、「生涯学習振興行政」「社会教育行政」という用語が定義されたため、これに基づいて表記を変更する。

5. 「地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱」から「社会教育主事派遣要綱」への改正に伴い、条文中の用語の整理を行う。

社会教育主事派遣制度の概要



県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③市町村合併後の地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（ふるさと教育、放課後子どもプラン等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもたちを支える地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成 等

【派遣者数と派遣先】（平成21年度）

- ◆派遣者数 19名
- ◆派遣先市町村数 6市6町

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
 - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
 - 地域の教育力の向上
 - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
 - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくり
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進

社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	← 派遣社会教育主事(県負担10/10)			→ 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2)										← 派遣社会教育主事(市1/2、町村1/4)			
			1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	市町村名		
			H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
松江	松江市	松江市				1	1	1	1	1	1							4	松江市
		鹿島町	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
		島根町		0.5	0.5														
		美保関町	1	1	1	1	1	1				5	4	4	4				
		八雲村	1		1	1	1	1	1	1	1								
		玉湯町	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
		宍道町		0.5	0.5	1	1	1											
	八束町				1	1	1	1	1	1									
	安来市	安来市	1	1														1	安来市
		広瀬町																	
東出雲町	東出雲町			1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	東出雲町		
出雲	出雲市	出雲市															0	出雲市	
		平田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
		佐田町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2					
		多伎町	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
		湖陵町		1	1														
	雲南市	大社町	1	1	1	1	1	1	1	1	1						2	雲南市	
		大東町	1	1	1							3	2	2	2				
		加茂町	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
		木次町	1					1	1	1	1								
		三刀屋町	1			1	1	1											
		吉田村		1	1	1	1	1	1	1	1								
	奥出雲町	掛合町	1	1	1	1	1	1	1	1	1						0	奥出雲町	
		仁多町																	
飯南町	横田町	1	1	1												1	飯南町		
	頓原町	1	1											1					
	赤来町			1	1	1	1	1	1	1									
斐川町	斐川町	1														0	斐川町		
浜田	大田市	大田市						1	1	1	1						1	大田市	
		温泉津町				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		仁摩町	1	1															
	浜田市	浜田市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1						3	浜田市	
		金城町		0.5	0.5				1	1	1								
		旭町	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4				
		弥栄村	1			1	1	1	1	1	1								
	江津市	三隅町		0.5	0.5	1	1	1									0	江津市	
		江津市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1		1	1	1				
		桜江町	1	1	1														
	川本町	川本町	1		1	1	1	1	1	1	1	1					0	川本町	
		邑智町		1	1	1	1	1	1	1	1								
		大和村	1	1	1														
瑞穂町			0.5	0.5	1	1	1	1	1	1									
邑南町	瑞穂町		0.5	0.5							1	1	1			0	邑南町		
	石見町	1	1				1	1	1	1									
	益田市				1	1	1	1	1	1									
益田	益田市				1	1	1	1	1	1						1	益田市		
	美都町	1									1	1	1	1					
	匹見町	1	1		1	1	1												
	津和野町	1			1	1	1	1	1	1	2	1	1	1					
吉賀町	日原町		0.5	0.5					1	1						1	津和野町		
	柿木村										1	1							
	六日市町		0.5	0.5						1	1								
隠岐	海士町	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		2	海士町		
	西ノ島町		0.5	0.5															
	知夫村		0.5	0.5	1	1													
	隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1					
派遣者数			29	29	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19			
市			2	4	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6			
町村			26	30	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6			
			28	34	35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12			

ふるさと教育推進事業

1. 経緯

- ・第一期の3年間（H17～H19）の「ふるさと教育」を通じて、学校、市町村教委、地域住民など幅広い関係者が「学社連携・融合」（＝学校教育と社会教育とが連携した教育活動）の意義や効果について理解 → 事業継続を強く要望。

2. 第二期（H20～H22）の方向性

①「ふるさと教育」の方法論の熟度を高める

- ・教育課程としての「ふるさと教育」の効果・有用性を一層高めていくため、「学社連携・融合」の在り方を含め、具体的な方法論の熟度を上げていくことが必要。
- ・地域の創意工夫を生かすという原点を大切にしながら、方法論に関する事例収集、分析を進め、その成果を教育現場へ還元する仕組みを構築することが必要。
- ・地域の人材を発掘・養成するための研修については、県と市町村との役割分担を明確にした上で、充実強化することが必要。
 - 1) 県は、方法論に関する調査研究の成果を還元する観点から、専門的研修を担当。
 - 2) 市町村は、ふるさと教育の意義についての周知徹底や地域人材の掘り起こしにつながる講座など、基礎的研修を担当。

② 地域人材の発掘・供給の円滑化と定着を図る

- ・これまでの第一期（H17～H19）の成果として、地域の大人たちが学校教育を支援する取り組みの重要性について幅広い関係者の理解が得られたところだが、「学社連携・融合」の取り組みを今後も末永く継続していくためには、地域人材の発掘供給の流れを円滑化し、その定着を図ることが必要。
- ・このため、第二期（H20～H22）においては、地域の人材バンク機能を担う公民館活動との連動性を高める方向性を明確に打ち出すこととする。
- ・すなわち、「学社連携・融合」の意義や効果を手探りで模索した第一期から、県の交付金に頼らなくとも地域人材が学校教育を末永く支援する第三期（H23～）へと、タスキをつなぐ重要な移行期として第二期を位置づける。

3. 市町村交付金の算定方法の変更

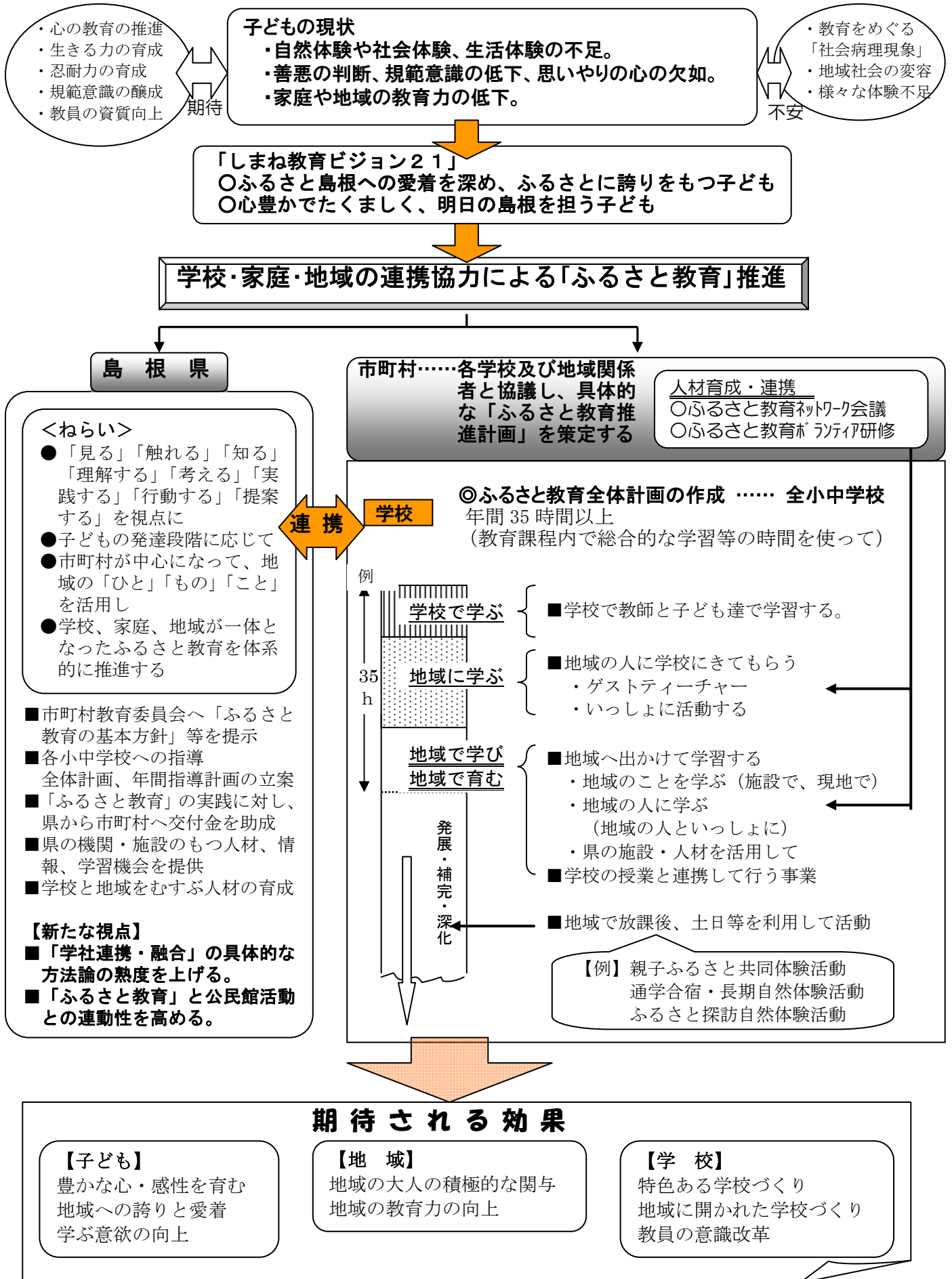
【第一期（H17～H19）の算定方法】

- (1) 各市町村教育委員会×@300千円… ネットワーク会議、地域人材養成研修、広報
- (2) 各小学校区×@100千円…………… 学校・地域活動費（各種物件費）
- (3) 各小学校・中学校×@75千円…………… 特別非常勤講師報酬、学校支援ボランティア謝金

【第二期（H20～H22）の算定方法】

- (1) 各市町村教育委員会×@200千円
 - ① 地域人材養成研修@100千円…………… 県との役割分担を前提にした基礎的研修の開催
 - ② 公民館連携事業@100千円…………… 地域人材の発掘を図る講座、人材バンクの整備等公民館活動との連動性を高める事業
- (2) 各小学校区…………… (3)に統合
- (3) 各小学校・中学校×@100千円
 - ① 特別非常勤講師報酬
 - ② 学校支援ボランティア謝金
 - ③ 学校・地域活動費（各種物件費）

ふるさと教育推進事業



島根県の放課後子どもプラン基本方針～子どもたちの心安らく放課後や休日のために～

島根県・島根県教育委員会

この基本方針は、島根県における「放課後子どもプラン」の基本理念を示すとともに、その実施に当たって、各小
学校区毎での検討の場(運営委員会等)における検討のポイントを示すものです。

1. 放課後子どもプランのねらい

★ 子どもは地域の宝です。子どもの健やかな成長は全ての県民の願いです。大人は子どもの素直な好奇心
やあふれる笑顔に接することで、日々元気をもらっています。

知・徳・体の調和がとれ、社会や人と積極的に関わっていくことができる子どもを育むためには、家庭・学
校・地域社会が、相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要が
あります。

★ しかしながら、そのような家庭・学校・地域社会の連携協力による良好な教育環境を組み立てることは、現
実には容易ではありません。

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上
で第一義的な責任を負っています。しかし、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の
大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応
に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあるように見受けられます。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していました。
しかし、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構
築していく必要に迫られています。

★ 一方、島根県内では、地域のひと・もの・ことを活用して学ぶ「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で
実施しています。ここでは地域の大人が直接授業に関わり、子どもたちの学びを支えています。

また、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが
異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「子どもの居場所」の開設も進んできました。

こうした取り組みを通じて学校と地域社会との距離が縮まり、また地域の大人が子どもの教育に積極的に
関与していく気運が高まりつつあります。

★ 「放課後子どもプラン」は、このような背景のもと、地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理
念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集し
て放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするもので
す。

この取り組みは、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域
住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。

また、学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、この取り組みを十分に活かしていく必要
もあります。

さらに、保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動
とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理
念を持つことが重要です。

★「放課後子どもプラン」は、ふるさとに愛着と誇りを持ち、幅広い交流や多様な体験を通じて自らの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもを育むことをめざし、家庭・学校・地域社会の連携協力による社会総がかりの取り組みとして推進するものです。

2. 放課後子どもプランのめざすもの

～島根県では、「放課後子どもプラン」を次のように推進することをめざします～

- ① 社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。
- ② 国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業(※1)」や「放課後児童健全育成事業(※2)」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取り組みが、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。
- ③ 関係機関が、より連携を強め、取り組みの推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

※1 放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

※2 放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳(小学3年生)未満の児童)に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

3. 放課後子どもプランの進め方

- ① 子どもの放課後や休日の地域での過ごし方を検討する場をつくりましょう。
- ② 検討をもとに、地域ごとの子どもたちの生活や活動の形をプランニングしましょう。
- ③ プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組みましょう。

○子どもの過ごし方を考えるエリアは小学校区毎に

○地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

★ プラン検討に先立って → 既存の取り組みを確認

放課後や休日に安全で安心できる生活の場がありますか。

子ども同士(異年齢)の多様な関わりや子どもが群れて遊ぶ機会がありますか。

子どもの関心や意欲に応じた様々な活動や体験の機会がありますか。

スポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会などで日程や参加者が重なったり競合したりしていませんか。

たくさんの方の行事の中で、かえって子どもが多忙になりゆとりが失われていませんか。

★ 実態をふまえて → 放課後等の生活や活動をプランニング

地域(小学校区)で、放課後や休日の子どもたちが心安らいで過ごせる環境をつくりましょう。そのため、従来のスポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会活動のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みなどを地域の実情に応じて柔軟に実施・連携するなどして、それぞれの地域に合った校区毎の「放課後子どもプラン」を検討しましょう。

☆ 例えば・・・今の私たちの地域に何が必要か？

ニーズに対応した放課後や休日の子どもの生活や活動の場(子どもの居場所など)ができないか？

- 実施主体はどこがいいのか？
- ボランティアの確保はどうするのか、だれがボランティアの調整をするのか？
- 活動の内容や活動場所、活動経費はどうするのか？ など

地域内の子どもが関わる行事を共同で開催できないか？

- 自然体験やボランティア活動など、地域の子どものがともに参加できる行事を調整(コーディネート)するには？
- 参加に当たって子どもへの配慮や支援を要する留意点について、異なる団体がお互いに情報共有する工夫は？
- 放課後子ども教室の遊びの場に放課後児童クラブの子どもが遊びに来るには？ など

障害のある子どもや不登校の子どもたちも、ともに地域で活動できる取り組みになっているか？

- 地域の子どものが参加し、交流するためには、どんなサポートが必要か？
- 特別な支援が必要な子どもたちの様子やニーズ等を把握しているか？ など

3. 放課後子どもプランを推進するためのポイント

ポイント1 地域の子育て、無理なく無駄なく（現行の仕組みを活用しよう）

- 地域にある既存の組織や取り組みなどをうまく活用・連携して実施していけばよく、必ずしも新たな取り組みや新たな組織を立ち上げなくてもかまいません。
- 検討内容は地域の实情に応じて考えられるもので、決まった形はありません。

ポイント2 活動の共有からはじける笑顔（人の関わりという視点をふまえましょう）

- たくさんの大人(ボランティア)が地域の子どもの関わる仕組みをつくりましょう。
 - 地域ごとに、子どもに関わる大人(ボランティア)の確保をはかりましょう。
 - リーダーとなる人材には、専門的な知見も必要であり、研修等の機会も必要です。
 - 中学生や高校生などがボランティアとして参画することも検討しましょう。若者の社会参加の機会になるほか、活動による交流の幅も広がります。
- 参加する大人にとっても大きなメリットとなります。
 - 子どもに関わるボランティア活動は地域貢献の場ともなり、参加する大人の生涯学習の実践の場ともなります。
 - 子どもとの多様なふれあいの中で、子どもから元気をもらうなど、参加した大人の「生き甲斐」や「やり甲斐」につながります。
- 保護者や学校関係者も取り組みに積極的に関わらしましょう。
 - 保護者は、単に便利なサービスを享受する側に回るのではなく、できるだけ積極的に地域の取り組みに関わっていく姿勢が大切です。多様な「子育て観」に触れたり、地域における子育て・子育て支援の取り組みを知ることによって、過剰な負担感から解放されたり、自信を回復するきっかけになることも期待されます。

- 仕事などで留守家庭が増えている点も考慮し、保護者が無理なく地域との接点を持つことができるきっかけを提供することも検討しましょう。
- 学校も、地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという視点が求められます。学校にとっては地域とのつながりを深め、家庭や地域にとっては学校への理解や支援・協力の気持ちを培っていく機会となることが期待されます。

ポイント3 地域全体が子どもの居場所（運営の方法やしぐみを工夫しましょう）

●放課後子どもプランコーディネータ(※3)等を配置し、効果的な活動支援を行いましょ。

- 関係機関間や事業の調整(コーディネート)をしましょ。
- コーディネータには連携事業の企画やボランティアの参加調整など中心的な役割が期待されます。

※3 放課後子どもプランコーディネータ 地域の中で取り組まれる放課後子どもプランに関わる事業間の連携や調整を行う担当者で、地域の子どもの関わる取り組みの中心的な役割が期待されます。

●地域内のニーズを把握してプランを検討しましょ。

- 子どもや保護者、地域のニーズをアンケートや懇談会などを通じ把握しましょ。

●子どもの安全確保については十分な対応をとしましょ。

- 子どもの活動中及び行き帰りを含めた安全の確保に関わる方策は十分に検討しましょ。
- 緊急時の訓練などのほか、保護者や地域への活動内容の周知等も効果的です。
- たくさんの禁止事項は逆に子どもの育ちを狭くしまし。危険性は取り除いた上で、子どもが自らリスクを判断できるような配慮を検討しましょ。それを見極める大人の力量も必要でしよ。

●国庫補助事業等を活用しましょ。

- 「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは連携した取り組みにあたっては、単純な一体化・一本化ではなく、それぞれの取り組みの十分な調整のもと、地域の実情やニーズに応じた実施をしましょ。
- 実施場所については、学校の余裕教室・公民館・児童館など、地域の実情に応じて適切な場所で実施されるものです。
- それぞれの事業は実施要綱に沿って実施されますが、事業目的に照らして適切なサービス水準が維持・確保されるよう配慮しましょ。

ポイント4 遊びの中で子どもは育つ（活動の内容は子どもの成長と深く関わります）

●子どもの生活実態を踏まえ、心身の健やかな育ちと多様な体験の調和のとれた活動を工夫しましょ。

- 子どもに多様な体験の場を提供することも大切ですが、過剰な活動や過度な干渉がないように配慮しましょ。子どもの居場所にとって「何かをしてもいいし、何もなくてもいい場・時間」も大切です。
- 異年齢集団での主体的な活動は子ども同士のコミュニケーションの力をのばすよい機会となります。
- 体を使った外遊びなどは食事や睡眠の充実や安定にもつながり、生活リズムの改善を図ります。
- 放課後等の活動の中に、子どもの様々な学びの場を設ける視点も大切です。地域にある様々な学習素材等も活かしながら内容を検討しましょ。

★ 島根県の支援

島根県は、これらの活動を支援します。

- 検討の場(運営委員会等)の開催やコーディネータの配置、放課後子ども教室や放課後児童クラブの運営等に要する経費に対し、補助を行います。
- 事業に関わるコーディネータやボランティアの皆さんの情報交換や研修の機会をもちます。

放課後子どもプラン 市町村別実施状況(平成21年3月2日現在)

市町村名	放課後子ども教室について(A)						放課後児童クラブについて(B)						Aのみ実施の校区数			Bのみ実施の校区数			AB両方実施の小学校区数			未実施校区数			小学校区数			備考
	開設教室数 (放課後子ども教室数)			開設小学校区数			開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)			開設小学校区数			19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	
松江市	16	17	25	15	17	25	34	36	43	24	25	26	3	5	7	12	13	7	12	12	18	7	4	1	34	34	34	
安来市	0	0	0	0	0	0	8	9	9	8	9	9	0	0	0	8	9	9	0	0	0	9	8	8	17	17	17	
東出雲町	0	1	2	0	1	2	3	3	3	3	3	3	0	0	0	3	2	1	0	1	2	0	0	0	3	3	3	
出雲市	10	15	17	10	15	17	29	31	31	23	23	26	4	5	3	17	17	12	6	7	14	11	9	9	38	38	38	
雲南市	26	26	26	25	21	21	8	9	9	5	6	6	20	15	15	0	0	0	5	6	6	0	0	0	25	21	21	
奥出雲町	6	7	10	6	7	10	3	3	3	3	3	3	5	6	8	2	1	1	1	2	2	3	2	0	11	11	11	
飯南町	2	3	3	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	1	1	1	2	1	1	4	4	4	
斐川町	7	7	7	4	4	4	6	6	6	4	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4	
浜田市	6	7	8	5	6	7	16	17	20	16	16	16	1	2	3	12	12	12	4	4	4	9	8	7	26	26	26	
大田市	28	15	12	14	14	11	6	6	6	3	3	3	12	13	10	1	1	1	2	2	2	7	6	9	22	22	22	
江津市	2	7	10	2	6	9	6	6	6	6	6	6	0	3	4	4	3	1	2	3	5	3	1	0	10	10	10	
川本町	3	1	2	3	3	3	1	0	0	1	0	0	2	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	3	
美郷町	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	
邑南町	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	0	0	0	7	7	7	0	0	0	2	2	2	9	9	9	
益田市	12	13	13	11	12	12	10	11	11	10	10	10	3	3	3	2	1	1	8	9	9	7	7	7	20	19	19	
津和野町	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0	5	5	5	7	7	7	
吉賀町	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	5	
海士町	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	2	2	
西ノ島町	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	0	0	0	2	2	2	0	0	0	3	3	3	
知夫村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	
隠岐の島町	3	3	3	3	4	4	10	6	6	9	6	6	0	2	2	6	4	4	3	2	2	2	3	3	11	11	11	
県計	125	126	142	107	120	135	158	161	171	133	132	136	55	63	64	81	77	63	52	56	72	68	57	53	257	252	252	
校区対比	48.6	50.0	56.3	41.6	47.6	53.6	61.5	63.9	67.9	51.8	52.4	54.0	21.4	25.0	25.4	31.5	30.6	25.0	20.2	22.2	28.6	26.5	22.6	21.0				

※放課後子ども教室数等は平成20年度放課後子どもプラン推進事業費県費補助金事業計画書及び平成21年2月島根県教育庁生涯学習課実施 放課後子どもプラン及び放課後子ども教室実施状況市町村アンケートによる。

※放課後児童クラブ数は厚生労働省放課後健全育成事業実施状況調査(平成20年5月1日現在)による。補助対象外クラブを含む。

※21年度数値は見込み(アンケート及び聞き取りによる)

放課後子どもプランに関わる検討の場等の設置状況

(平成21年2月17日現在)

	補助事業のいずれかを実施している			市町村レベルの運営委員会・検討委員会等、検討の場を設置している		市町村レベルで子どもプラン事業計画・基本計画等を策定している		
	h19	h20	h21(予定)	h19	h20	h19	h20	
1	松江市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(16校区)	21年5月策定予定	
2	安来市	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		21年度中に設置予定	21年度中に策定予定	
3	東出雲町	クラブのみ	両方	両方			21年3月策定予定	
4	出雲市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(15校区)	小学校区レベルでも策定(15校区)	
5	雲南市	両方	両方	両方				
6	奥出雲町	両方	両方	両方			子ども教室に限って策定 プランに拡大して新たに策定予定	
7	飯南町	両方	両方	両方		小学校区レベルでは設置(2校区) 町レベルではH22.3設置予定		
8	斐川町	両方	両方	両方				
9	浜田市	両方	両方	両方			21年3月策定予定	
10	大田市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(1校区)		
11	江津市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(4校区)	小学校区レベルでも策定予定(22年3月)	
12	川本町	両方	教室のみ	教室のみ		小学校区レベルでも設置(3校区)		
13	美郷町	教室のみ	教室のみ	教室のみ			21年度中に策定予定	
14	邑南町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		福祉課で設置について検討中		
15	益田市	両方	両方	両方		中学校区レベルでも設置(12校区)		
16	津和野町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		21年度中に設置予定		
17	吉賀町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		次世代育成支援行動計画後期実施計画検討会議の中で「放課後児童の支援」について検討中	次世代育成支援行動計画の中に放課後児童対策の項目あり	
18	海士町	両方	両方	両方				
19	西ノ島町	両方	両方	両方				
20	知夫村							
21	隠岐の島町	両方	両方	両方				
	計	20	20	20	13	15	4	7

(平成21年2月島根県教育庁生涯学習課実施 放課後子どもプラン及び放課後子ども教室実施状況市町村アンケートより)

実証! 「地域力」醸成プログラムとは…

島根県教育庁生涯学習課

【 課題意識は… 】

■ 「地域力」が、真正面から問われています。

- (1) いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの教育をめぐる現代社会の危機的状況は、様々な要因が複合的・重層的に絡み合っており、一種の「社会病理現象」とでも言うべき様相を呈しています。
- (2) この深刻な事態を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分に自覚し相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、社会総がかりで教育力を再生していく必要があります。
- (3) すなわち、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)が、真正面から問われる状況にあると考えます。
- (4) このため、モデル公民館の具体的活動を通じて「地域力」醸成のプロセスを実証することにより、「地域力」の重要性について世論を喚起したいと考えます。

■ 公民館には、「地域力」を醸成するソフトウェアがあります。

公民館には、地域の課題解決に向けて住民を巻き込み、主体的な学習・実践活動に結びつけていくソフトウェアがあります。

- (1) 地域課題(地域福祉、安全安心、環境、子育てなど)を住民自ら解決していく
- (2) 地域づくりに意欲を燃やす住民・NPO法人等が集まってくる
- (3) 子どもから高齢者まで幅広い世代の住民を巻き込む

(注) 「地域力」とは、住民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に結びつけていく力、すなわち自治・自立の理念に基づく地域の底力のことを表しています。最近、「ソーシャル・キャピタル」という呼称でも注目を集めています。

【 公民館を取り巻く状況は… 】

■ 閉塞感打破への期待感があります。

- (1) 厳しい経済環境や財政縮小に伴い、地域は疲弊しています。
- (2) 限界集落、著しい少子高齢化、若者の県外流出の加速化が進んでいます。
- (3) この閉塞感を打破し、地域の元気を取り戻してほしいという強い期待感があります。

■ 市町村合併後の地域の自立を模索する動きが出てきました。

- (1) 市町村合併後の慌たしさはおおむね収束し、支所（旧町村）機能の見直しの動きが見られます。
- (2) 地域に密着した「世話役」機能が後退しています。（例：市町村議員定数の縮減）
- (3) 自立した地域づくりを急がなければ、広域化した行政区域の中で埋没してしまいかねない、といった危機感があります。

■ 子どもの教育をめぐる深刻な「社会病理現象」が見られます。

- (1) 家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。
- (2) 学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあります。
- (3) 地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。
- (4) わが国は、バブル経済崩壊後の「失われた10年」からの脱却を目指す中で、経済効率至上主義に陥り、心の豊かさが置き去りにされてきました。

(注)「社会病理現象」とは、いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、複合的・重層的要因によって生じている教育の危機的状态を表わしています。

■ 地域の大人が子どもの教育に関わっていく兆しが見られます。

- (1) このような状況の中、島根県では、次のような取り組みが進んでいます。
- ①「ふるさと教育」では、地域の大人たちが学校の教育課程（総合的な学習など）に積極的に関わりながら「地域を学ぶ・地域で学ぶ・地域に学ぶ」ための学社連携・融合の取り組みを、県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で実施しています。
 - ②「放課後子どもプラン」では、「地域の子どもを地域で育む」取り組みを進め、年齢の異なる子どもたちが体験・交流する場を提供しています。
- (2) 「ふるさと教育」「放課後子どもプラン」の現場では、地域の「ひと・もの・こと」の情報バンクである公民館がそれぞれの活動に深く関わっています。
- (3) これらの取り組みにより、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わっていく兆しが見え始めています。

■ 公民館活動は、地域によって大きな格差・温度差があります。

- (1) おおむね小学校区単位に設置され、地域住民と密着した公民館の活動は、市町村合併後の地域において「最後の砦」となる貴重な社会資源です。
- (2) それぞれの沿革から、設置運営形態（公設公営方式、公設自主運営方式など）や、所管部局（教育委員会所管、首長部局所管）、職員体制（市町村職員、協議会職員、常勤職員・非常勤職員）など、多種多様な方法で運営されています。
- (3) 市町村合併後の行財政改革の必要性や、合併に伴う各種行政サービスのレベル調整の一環として、公民館の予算・人員の削減や公民館再編・統合の動きも散見されます。
- (4) 社会教育施設としての本来の姿である主体的な学習・実践活動よりも、行政の出先機関的な役割が優先されがち傾向も見られます。

■ 今こそ公民館活動に光を当てる必要があります。

- (1) 公民館活動の歴史は終戦直後に遡ります。公民館は、青年団、婦人会とともに戦後復興の原動力となった学習運動が原点です。つまり単なる箱モノではなく、住民の自主性・主体性に立脚した住民自治活動であり、現在の地域づくりの理念とも相通するものです。
- (2) しかし、公民館制度創設から60年近く経過する中で格差・温度差が拡大し、全国的にも逆風が吹き荒れていると言われています。
- (3) こうした状況のもと、公民館活動が永年にわたって培ってきた「地域力」醸成の取り組みに光を当てることにより、地域の大人を巻き込んだ学習・実践活動の重要性について、広く県民の皆様に再認識を促したいと考えます。

実証！「地域力」醸成プログラム

課題意識

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた 「地域力」醸成のノウハウを結集しよう

【社会病理現象】いじめ、自殺、不登校、児童虐待、学力低下、体力低下、生活リズムの乱れ、引きこもり、社会体験の不足など

地域教育力が低下していると認識している人の割合：55.6% 低下している要因…個人主義が浸透しているため：56.1%

(出典)「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月 文科省)

島根の現状

- 閉塞感打破への期待感
- 市町村合併後の地域の自立に向けた動き
- 子どもの教育を巡る「社会病理現象」
- 地域に根ざした住民自治活動の再興の必要

公民館には「地域力」を醸成するソフトウェアがある

モデル事業による実証

実証事業

大人世代を巻き込む！

平成21年度予算額 12,000千円（島根県公民館連絡協議会へ事業委託）

【趣旨】

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ（＝地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に大人世代を巻き込んでいく仕組み）をモデル公民館を選定して実証

【事業内容】

①モデル公民館の選定件数：30カ所程度（継続20カ所程度・新規10カ所程度）

②選定方法

- ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
- ・選定委員会は、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成
- ・公民館職員、地域住民、NPO法人、社会教育主事等の英知を結集して企画内容を具体化

③実施段階での支援

- ・公民館、地域住民等の自主性・主体性を精一杯引き出すことを基本とする
- ・必要に応じて、社会教育関係者が、重点的に現場を応援
- ・実証事業に要する経費について、モデル公民館の実情を踏まえて助成
- ・「ふるさと教育」、「放課後子どもプラン」など県教委重点事業においても、公民館活動との連携を一層強化

④選定・実証・成果検証に至るプロセスの情報発信

- ・モデル公民館の選定から実証事業、成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る

公民館活動に光をあてる意義

- ① 住民主体の学習活動に結びつくことで、息の長い取り組みにつながる。→ 大人の意識改革
- ② 熱意ある住民・NPO法人等と公民館との接点を拡大し、継続的な人材交流が生まれる。
- ③ 地域の課題が深く掘り下げられ、奇をてらわない実効性のある取り組みになる。

公民館活動＝地域の「ひと・もの・こと」を結集するソフトウェア

- ふるさと教育 ●放課後子どもプラン ●地域福祉 ●高齢者の知恵の伝承 ●自立した地域づくり

「地域力」醸成の気運→地域の元気を取り戻す

【発行】島根県教育庁生涯学習課 島根県松江市殿町1番地 TEL0852-22-5428

【URL】<http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaigakushuu/>

学校支援地域本部事業

平成21年度予算額 150,000千円（国10/10）

1. 事業の背景と趣旨

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきました。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

学校支援地域本部事業は、学校と地域との連携強力体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する気運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こそうとするものです。

2. 事業の内容

(1) 各市町村に実行委員会を設置

- ・学校を支援する気運醸成のための広報活動を展開
- ・コーディネータ、ボランティア等の地域人材を養成する講座を開催

(2) モデル中学校区に学校支援地域本部を設置

- ・専任コーディネータを配置し、多様な形態のボランティア活動について学校と地域人材との間の調整を担当

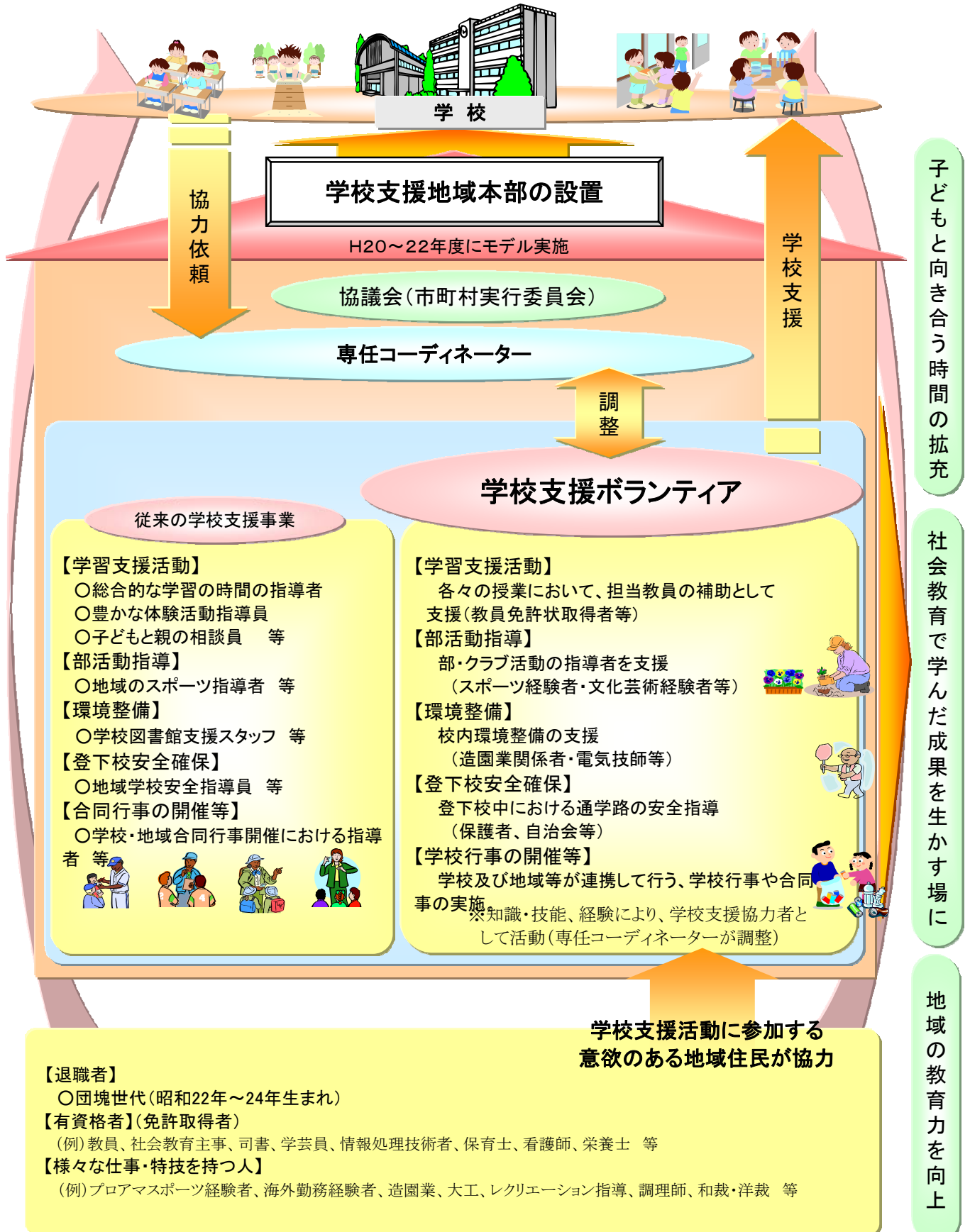
【ボランティア活動の例】

地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育
クラブ活動の指導・補助
学校の環境整備活動
通学路の安全安心を支える見守り隊
学校と地域が連携して行う地域行事 など

学校支援地域本部事業

— 地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備 —

21年度予算額 150,000千円



生涯学習推進センターの機能純化について

生涯学習振興行政

多様な学習機会を提供する幅広い提供主体を対象に、**総合調整機能**を果たす行政運営

【多様な学習機会と提供者の例】

- 大学 → 公開講座、放送大学
- 社会福祉協議会 → 「くくびぎ学園」
- 市町村 → 各種の市民講座など
- NPO法人 → 出雲学研究所など
- 民間 → 英会話、資格取得、カルチャーセンター、茶道・生け花・俳句等の習い事など

推進C→「しまね県民大学」

「個人の要望」に応じた学習の支援

「選択と集中」が求められるなか、行政資源投入の優先度は相対的に低いと判断

「しまね県民大学」をH20年度をもって終了

広く県民を対象とする直接的な学習機会の提供については、大学や市町村、NPO法人等が開催する講座や、民間サービスによる学習機会に委ねる。

今後の行政運営の方向性

基本スタンスを明確にすべき

- ◎「地域の教育力」の向上など社会教育への要請の高まり
- ◎NPO活動や民業としての学習機会の多様化
- ◎厳しい財政状況のもと限られた行政資源
- ◎中教審答申や社会教育法改正による「社会教育行政の任務」の明確化

社会教育行政

青少年や成人を対象に、**教育目標を定め、その実現に向けて組織的に行われる教育活動を支援する行政運営**
(学校の教育課程として行われる教育活動を除く)

【具体的には】

- ◎「社会の要請」に基づく学習への支援
- ◎学習成果の社会への還元
- ◎学校・家庭・地域の連携協力関係の構築
- ◎学校への支援(学社連携・融合)
- ◎家庭教育への支援など

「社会全体の教育力」の向上

行政資源を優先して投入すべき重要な政策課題

- ①H21.4月 生涯学習推進センターの機能を純化
 - ②H22.4月「県立東部社会教育研修センター」に改組し、サン・レイクへ移転併設
- 社会教育の実践者(公民館職員、NPO関係者等)が求める専門的知見(学習支援プログラム、ファシリテーター技術等)を提供する指導者養成機関へ

県立図書館機能強化事業（子ども読書活動推進事業）

島根県教育庁生涯学習課

1. 基本的考え方

- ①子ども読書活動を促進するため、策定作業中の第二次「島根県子ども読書活動推進計画」（H21～H25年度）において、市町村への支援措置を含めた具体的な実現方策を明らかにすることとしたい。
- ②子ども読書活動を促進する取り組みは、広範・多岐にわたっており、幅広い関係者の役割分担と連携による総合的な取り組みが必要になるが、第二次計画（H21～H25年度）においては、特に義務教育段階における「学校図書館活用教育」を集中的に全県展開することにより、この事業を牽引役にしながら気運醸成を進め、すそ野の広い県民運動に結びつけていきたい。
- ③「学校図書館活用教育」の全県展開を図るためには、次の4つの施策が重要になる。
 - (1) **小中学校の体制整備**：全ての公立小中学校で「学校図書館活用教育」を実現するためには、教育課程上の位置づけや年間指導計画の作成など校内体制の整備が不可欠であり、管理職研修や司書教諭の計画的養成などを進める。【義務教育課】
 - (2) **学校図書館への人材配置**：別途創設する財政支援制度により、市町村による学校司書等の配置を促進する。【義務教育課】
 - (3) **配置される人材の専門性を高める人材養成研修**：市町村支援・学校図書館支援を使命とする県立図書館が積極的な役割を担うこととする。司書の勤務ローテーション再編成によって人材養成研修を強力に推進する体制を確保し、学校図書館に配置される人材の専門性を高める研修を大規模に展開する。
 - (4) **学校図書館の蔵書整備**：市町村に蔵書整備を要請し、各小中学校の「図書標準」達成を目指すこととするが、当面、必要な蔵書が確保されるまでの臨時措置として、県立図書館に団体貸出用図書を一括配備し、小中学校への貸出を強化する。

2. 県立図書館における事業内容

(1) 学校図書館への図書貸出

□小中学校向け団体貸出を充実

- ・「図書標準」の達成率が低い小中学校に対し、必要な蔵書が整備されるまでの間の緊急避難的措置として団体貸出を強化
- ・団体貸出用蔵書パッケージ（小学校向け・中学校向け）を一括配備
- ・団体貸出のための司書配置を強化し、小中学校からの相談・照会等にきめ細やかに対応

(2) 専門的知見に基づく人材養成研修

□「学校図書館活用教育」に関わる人材養成研修を実施

- ・県立図書館の司書の専門性を活用した人材養成研修を拡充
 - 1) 学校司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門講座
 - 2) 読書ボランティア等の発掘・養成に結びつけていく人材養成講座

(3) 県立図書館の直接サービス（開館日・開館時間）の改善

- ・「子ども読書」の気運醸成を図り、特に若い親子の図書館利用を促進するための象徴的施策として、県立図書館における直接サービスを改善
- ・開館日：新たに祝日・振替休日を開館
- ・開館時間：新たに3月と10月の開館時間を平日19時まで延長

県立図書館機能強化事業 スキーム図

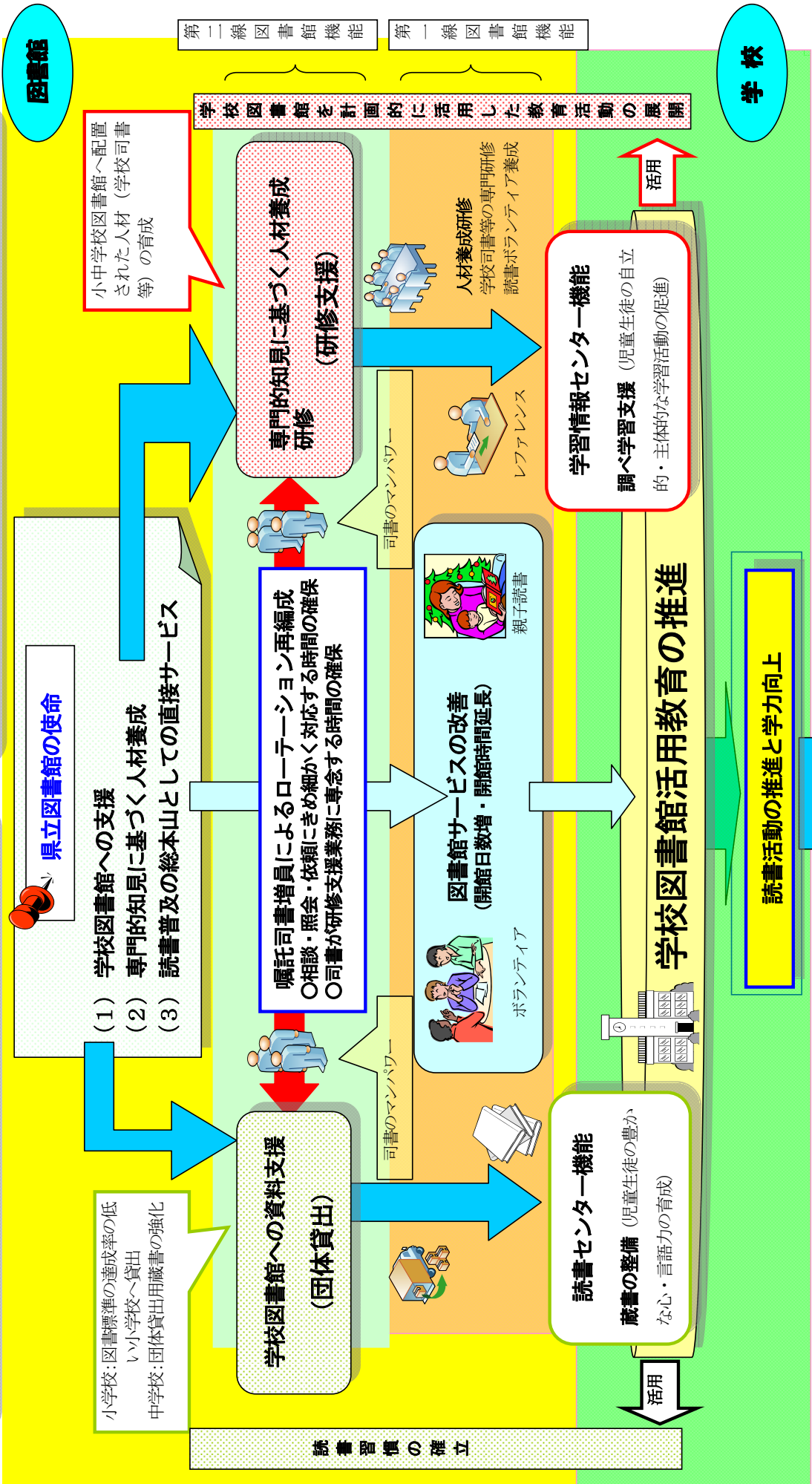
背景

○子どもの教育を巡る社会病理

子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、読書離れ、読解力の低下など

○島根の小中学校図書館の現状

- ・学校図書館図書標準を達成している学校
小学校 20.4% (全国 42.0%) 中学校 21.0% (全国 36.8%)
- ・学校図書館に司書を配置している学校
小学校 9.6% (全国 35.7%) 中学校 4.9% (全国 37.1%)



子ども読書活動推進事業の概要

めざす学校図書館

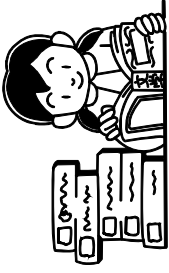
豊かな心(感性・情緒)の育成

思考力・判断力・表現力の育成

読書活動の推進

学校図書館活用教育

新学習指導要領



○人的支援の充実
学校司書等の

市町村が
配置



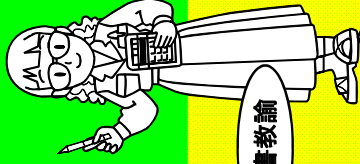
ボランティア

1校 20万円

学校司書

嘱託A 100万円
嘱託B 200万円
市 1/2補助

学校司書等養成のための
研修実施



司書教諭

司書教諭の養成
強化

○物的環境の整備
学校向け団体貸出



県として支援

○気運の醸成

家(うち)読の推奨

読書フェスティバルの開催等